

## 公告第7号

### 一般競争入札（町有地売却）の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び会津坂下町財務規則（昭和57年規則第6号）第112条の規定に基づき、会津坂下町有財産（土地）の売買に係る一般競争入札について公告する。

令和8年4月6日

会津坂下町長 古川 庄平

#### 1. 売払物件

物件番号	所在地	区分	面積	最低売却価格
1	会津坂下町字石田1494番2、 1556番、1557番	宅地	259.72 m <sup>2</sup>	4,415,000 円

※入札参加前に必ず物件の下見を行い、現況を確認してください。

#### 2. 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

以下に掲げる者は、入札に参加することはできません。また、代理人としても参加することができません。

- （1）未成年者
- （2）成年後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- （3）令和7年度分の市町村民税に関し未納がある者
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申し立てがされている者（ただし、再生手続開始後又は再生計画の認可決定後の者を除く。）
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- （6）入札に参加しようとする者を妨げた者又は入札の公正な執行を妨げた者

#### 3. 売払物件の仕様及び契約条項を示す日時及び場所

- （1）期 間 令和8年4月6日（月）から5月7日（木）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝祭日を除く。）
- （2）場 所 会津坂下町役場政策財務課 財務管理班

#### 4. 申込みの手続き

- （1）参加申込書の交付期間  
期 間 令和8年4月6日（月）から5月7日（木）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝祭日を除く。）
- （2）交付場所 会津坂下町役場政策財務課 財務管理班  
※様式は役場ホームページからも取得可能です。

(3) 申込みに必要な書類（提出部数は1部）

- ①一般競争入札参加申込書(様式1)
- ②住民票抄本（法人にあつては登記簿謄本）
- ③印鑑登録証明書
- ④市町村民税に関する納税証明書（令和7年度分）

※非課税の場合はその証明書

(4) 提出期限 令和8年5月7日（木）午後5時15分必着

(5) 提出場所 〒969-6592 福島県河沼郡会津坂下町市中三番甲 3662 番地  
会津坂下町政策財務課 財務管理班

(6) 提出方法 4.（3）に定める書類の全部を持参もしくは、郵送してください。

## 5. 現地説明

当該土地の説明が必要な方には随時対応いたします。希望される方は、政策財務課財務管理班（電話0242-84-1532）にご連絡ください。現地での説明を受けずに申請書を提出する場合も当該物件について了知しているものとみなします。

## 6. 入札参加申込者の入札参加資格審査等

- (1) 入札参加申込者は、前記4.（3）に掲げる申請書類を期日までに提出し、入札参加資格の審査を受けなければなりません。
- (2) 審査の結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により申請者に通知いたします。

## 7. 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年5月21日(木) 午前10時
- (2) 場 所 会津坂下町役場3階大会議室
- (3) 受 付 入札開始時刻5分前までに受付を済ませてください。

※入札開始時刻に遅れた場合は、辞退とみなします。

※入札当日は、内容説明は行いませんので不明な点はあらかじめ問い合わせてください。

※郵送での入札はできません。

## 8. 入札当日持参するもの

- (1) 入札書
- (2) 委任状（代理人入札の場合のみ）
- (3) 入札保証金の支払が確認できるもの（写し可）
- (4) 一般競争入札参加資格確認通知書（写し可）

## 9. 入札の方法

- (1) 「一般競争入札」により、会津坂下町が定める最低公売価格以上の金額で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき入札者が2者以上いる場合は、くじで落札者を決定します。
- (3) 入札参加を希望される者は、本公告、一般競争入札（町有地売却）の内容等を承知のうえ申し込んでください。

- (4) 入札にあたっては、公表されている最低公売価格以上の価格を持って入札をするものとします。
- (5) 入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行うものとします。
- (6) 入札に参加した者は入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。ただし、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することは出来ません。また、入札完了後、合理的な理由なく辞退したものは、その後の入札において、指名を見合わせる場合がありますので十分ご注意ください。

## 10. 入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する入札は無効となります。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合と認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

## 11. 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の金額とします。なお、売買契約締結後、入札保証金を契約保証金に充当することができます。また、この入札保証金を返還する場合は利息を付しません。

※一般競争入札参加資格確認通知書の送付に合わせて、入札保証金の納付書を送付します。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とします。ただし、会津坂下町財務規則（昭和57年規則第6号）第99条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。なお、売買契約締結後、契約保証金を売買代金に充当するものとします。

## 12. 異議の申立

入札に参加した者は、入札後、説明書等についての不明を理由とし、異議を申し立てることはできません。

## 13. 契約締結及び売却代金の納入

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額となります。
- (2) 落札者は、落札後7日以内（公休日は算入しない）に契約を締結することになります。
- (3) 落札者が落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、落札は無効となり入札保証金は町に帰属します。

(4) 売却代金の納入は、契約締結の日から60日以内（公休日は算入しない）に契約保証金を除いた金額を納入することになります。

#### 14. 物件の引渡条件等

- (1) 物件の所有権は、売却代金の納入があった時に移転するものとします。
- (2) 物件は現状渡しで、引渡後に発見された瑕疵担保責任は一切負いません。
- (3) 落札者は、物件引渡後30日以内に所有権の移転登記を行い、完了後その証として変更手続き完了を証する書類を提出すること。
- (4) 所有権移転登記等の一切の費用は、落札者の負担とします。
- (5) 落札者は、町有財産売買契約締結の日から5年間以内に、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件に権利の設定する場合、町の承認を得ることとします。

#### 15. 様式等

- ・ 一般競争入札参加申込書（様式1）
- ・ 入札書
- ・ 委任状
- ・ 入札保証金返還請求書

16. 問い合わせ先 会津坂下町役場政策財務課財務管理班 TEL0242-84-1532(直通)